一　団体名　熊本県熊本市
二　実施期日　平成二十六年十月二十七日
三　実施区域
西区の一部
町　名　住居表示実施前の町名等
松尾一丁目　松尾町上松尾の一部
松尾二丁目　松尾町上松尾の一部

一　団体名　北海道苫小牧市
二　実施期日　平成二十六年十一月一日
三　実施区域
町　名　住居表示実施前の町名等
拓勇西町一丁目　拓勇西町一丁目
拓勇西町二丁目　拓勇西町二丁目、字沼ノ端の一部
拓勇西町三丁目　拓勇西町三丁目、字沼ノ端の一部
拓勇西町四丁目　拓勇西町四丁目
拓勇西町五丁目　拓勇西町五丁目
拓勇西町六丁目　拓勇西町六丁目、字沼ノ端の一部
拓勇西町七丁目　拓勇西町七丁目、字沼ノ端の一部
拓勇西町八丁目　拓勇西町八丁目、字沼ノ端の一部
拓勇東町一丁目　拓勇東町一丁目
拓勇東町二丁目　拓勇東町二丁目
拓勇東町三丁目　拓勇東町三丁目
拓勇東町四丁目　拓勇東町四丁目
拓勇東町五丁目　拓勇東町五丁目
拓勇東町六丁目　拓勇東町六丁目
拓勇東町七丁目　拓勇東町七丁目、字沼ノ端の一部
拓勇東町八丁目　拓勇東町八丁目、字沼ノ端の一部
北栄町一丁目　北栄町一丁目
北栄町二丁目　北栄町二丁目
北栄町三丁目　北栄町三丁目
北栄町四丁目　北栄町四丁目
北栄町五丁目　北栄町五丁目、字沼ノ端の一部

一　団体名　北海道紋別市
二　実施期日　平成二十六年十一月一日
三　実施区域
町　名　住居表示実施前の町名等
落石町三丁目　落石町三丁目

一　団体名　東京都江戸川区
二　実施期日　平成二十六年十一月四日
三　実施区域
町　名　住居表示実施前の町名等
瑞江四丁目　瑞江二丁目の一部
東瑞江三丁目　西瑞江二丁目の一部、東瑞江二丁目の一部

一　団体名　東京都足立区
二　実施期日　平成二十六年十一月四日
三　実施区域
町　名　住居表示実施前の町名等
千住緑町一丁目　千住緑町一丁目

一　団体名　大阪府堺市
二　実施期日　平成二十六年十一月四日
三　実施区域
中区の一部
町　名　住居表示実施前の町名等
深阪一丁　深阪の一部
深阪二丁　深阪の一部
深阪三丁　深阪の一部
深阪四丁　深阪の一部
深阪五丁　深阪の一部、高蔵寺の一部、田園の一部
深阪六丁　深阪の一部

一　団体名　大阪府貝塚市
二　実施期日　平成二十六年十一月十日
三　実施区域
町　名　住居表示実施前の町名等
半田一丁目　半田の一部、新井の一部、麻生中の一部

一　団体名　大阪府門真市
二　実施期日　平成二十六年十一月二十二日
三　実施区域
町　名　住居表示実施前の町名等
三ツ島4丁目　大字三ツ島の一部
三ツ島5丁目　大字三ツ島の一部
三ツ島6丁目　大字三ツ島の一部、大字下島頭の一部

一　団体名　奈良県奈良市
二　実施期日　平成二十六年十一月二十五日
三　実施区域
町　名　住居表示実施前の町名等
中登美ヶ丘五丁目　二名町の一部、押熊町の一部

一　団体名　兵庫県西宮市
二　実施期日　平成二十六年十一月二十五日
三　実施区域
町　名　住居表示実施前の町名等
山口町金仙寺1丁目　山口町金仙寺の一部
山口町金仙寺2丁目　山口町金仙寺の一部
山口町金仙寺3丁目　山口町金仙寺の一部

一　団体名　山梨県富士吉田市
二　実施期日　平成二十六年十二月二十二日
三　実施区域
町　名　住居表示実施前の町名等
大明見一丁目　大明見の一部
大明見二丁目　大明見の一部
大明見三丁目　大明見の一部
大明見四丁目　大明見の一部
大明見五丁目　大明見の一部
大明見六丁目　大明見の一部

○財務省・農林水産省・経済産業省告示第五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）第二十二条第三項の規定に基づき、指定金融機関が危機対応業務を行うことが必要である旨の認定を行い、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定めたので、平成二十七年財務省・農林水産省・経済産業省告示第四号の全部を次のとおり改正し、告示する。

平成二十七年五月十四日

財務大臣　麻生　太郎
農林水産大臣　林　芳正
経済産業大臣　宮沢　洋一

目次

第一章　対象事案及び実施期間（第一条・第二条）
第二章　東日本大震災に関する事案（第三条―第八条）
第三章　災害等に係る事案（第九条―第十三条）
第四章　雑則（第十四条―第十六条）

第一章　対象事案及び実施期間

（対象とすべき事案）

第一条　株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号。以下「法」という。）第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務の対象とすべき事案は、次に定めるものとする。

一　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために株式会社日本政策金融公庫（以下「公庫」という。）が設置する東日本大震災に関する特別相談窓口に係る事案（以下「東日本大震災に関する事案」という。）

二　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する災害救助法（昭和二十二年法律第百十八号）第二条の災害に関する特別相談窓口に係る事案

三　法第十一条第一項各号に規定する業務を行うために公庫が設置する次の相談窓口に係る事案

イ　原材料・エネルギーコスト高対策特別相談窓口

ロ　デフレ脱却等特別相談窓口

（実施期間）

第二条　法第二十二条第一項に規定する危機対応業務及び危機対応円滑化業務として実施する期間については、平成二十八年三月三十一日までとする。